

## 紛争解決を図る体制（助言及びあっせん）に関する対応について

### 1 条例案素案における紛争解決を図る体制

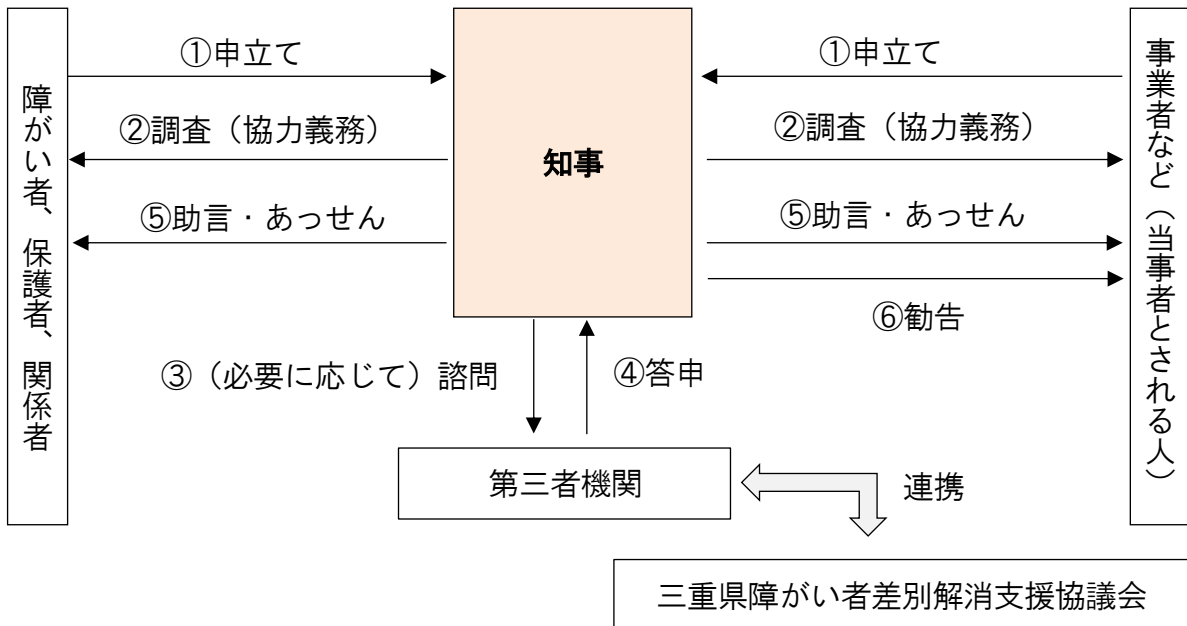
「相談での解決が困難な差別事案」について、第三者機関が助言・あっせんを実施する（申立ては知事に対して行う）。

### 2 執行部からの聴き取り結果

- ①助言・あっせんの対象となる事案は、「相談での解決が困難な差別事案」であり、多様な意見があり得るものと考えられる。そのため、全ての手続を第三者機関が行うものとする、解決案の審議において、委員間の意見の隔たりが大きく、意見の取りまとめに難航する場合も考えられる。差別事案の解決を円滑に行うため、知事が助言・あっせんを行うことと基本としつつ、第三者機関の意見を聴くという形も考えられる。
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会がその第三者機関となる場合、委員の数が多い（現在 29 名）ため、会議の運営などで課題が生じないか懸念がある。

### 3 聴き取り結果を踏まえた仕組み

知事が、必要に応じて第三者機関に諮問しながら、助言・あっせんを行う。  
(愛知県の条例で採用されている方式)



- ※1 県が当事者となる事案については、諮問を義務付ける。
- ※2 運営を円滑に行えるよう、第三者機関は小規模の組織（7～10 人以内を想定）とし、三重県障がい者差別解消支援協議会との連携を図る。

(参考) 他の道府県における紛争解決を図る体制

紛争解決手続（助言・あっせん等）		
実施主体	道府県	第三者機関の委員
①第三者機関	福岡県	7人以内
	徳島県、愛媛県	10人以内
	京都府、奈良県、熊本県、沖縄県	15人以内
	千葉県、富山県、静岡県、長崎県、大分県、宮崎県	20人以内
	鹿児島県	22人以内
	栃木県	30人以内
②第三者機関のうちの合議体	大阪府	規定なし
③知事	茨城県、埼玉県	—
④知事 ※第三者機関に諮問	愛知県	15人以内
⑤その他（地域づくり推進員）	北海道	規定なし

※ 条例で紛争解決を図る体制を具体的に規定するものに限る。